

『明星大学通信制大学院研究紀要 教育学研究』投稿規程

1. 『明星大学通信制大学院研究紀要・教育学研究』（以下本紀要という）は、年1回、刊行する。
2. 本紀要の原稿募集・編集は明星大学通信制大学院教育学研究科研究紀要編集委員が行う。
3. 紀要投稿者は、明星大学通信制大学院教育学研究科の在學生、修了生、及び担当教員とする。
なお、上記以外の者の掲載に関しては、研究紀要編集委員会がその可否を決定する。
4. 本紀要に掲載する原稿の種類は、次に掲げるものとする。応募の際、種類を明示する。
 - (1) 論文
 - (2) 研究ノート
 - (3) 資料
 - (4) 実践報告
5. 投稿原稿は学術的ないし教育的価値のあるものに限る。
6. 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、すでに口頭発表されたものについては、その旨を明記し、投稿を認める。
7. 投稿原稿の採否は、別途定める査読要領に基づいて決定し、投稿者に通知する。
8. 著作権法に定める使用許可の取得を必要とする資料を使用する場合は、応募者の責任と負担において許可（複製権、送信可能化権、及び公衆送信権）を取得し、査読後の原稿提出の際に、関係文書の写しを紀要編集委員に提出するものとする。
9. 応募者（著者、共著の場合は全ての著者）は、電子媒体によって著作物（2次的著作物を含む。以下同じ）を公開することを許諾したものとする。また、著作物及び著作物に使用する図、表、写真等について、自由に複製、送信可能化、公衆送信ができる。
10. 校正は原則として二校までとし、執筆者が行うものとする。校正は誤植の訂正など、必要最低限に止めるように努める。
11. 応募者は投稿規定と募集要項に従って、応募用紙と原稿を通信教育部事務局に提出する。募集要項の告知は前年度の12月頃に行い、提出期間は別途、募集要項に定める。
12. 本規程の改廃は、明星大学通信制大学院教育学研究科委員会の審議を経て行う。
13. 本規程は平成27年7月23日より実施する。